

議案第54号

市立加西病院新病院建設応援基金条例の制定について

市立加西病院新病院建設応援基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和平

市立加西病院新病院建設応援基金条例

(設置)

第1条 市立加西病院に係る新病院建設事業に要する経費に充てるため、市立加西病院新病院建設応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金において積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の趣旨にそう寄附金の額
- (2) 加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (3) 基金の運用から生ずる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、設置目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

市立加西病院新病院の建設にあたり、病院運営や新病院建設に対する市民の関心を醸成するとともに、建設に対する資金的な協力（寄附）の申出に対する具体的な受け皿として基金を設置するもの。（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

政策等の形成過程説明資料

令和3年9月定例会

議案等の件名	議案第54号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	市立加西病院新病院建設応援基金条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

市立加西病院新病院の建設にあたり、病院運営や新病院建設に対する市民の関心を醸成するとともに、建設に対する資金的な協力(寄附)の申出に対する具体的な受け皿として「市立加西病院新病院建設応援基金」を設置し、その管理について必要な事項を定めるもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

芦屋市病院事業基金条例
伊丹市病院事業基金条例
島田市新病院建設基金条例

外

④【総合計画における位置づけ】

基本方針	1	子育てを応援し、暮らしを愉しむ
基本計画	政策4	くらしを支える福祉・医療の充実

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市新病院建設基本計画
策定年度	令和2年度
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市ふるさと寄附条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:百万円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
7,865	332	7,203		330

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

市立加西病院に対する市民の関心を高め、市民に信頼される病院づくりによって経営の安定に繋げる。新病院建設財源の一部確保。

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	新病院建設準備室	有・ 無